

八尾市防犯灯設置等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市による防犯灯の設置及び町会等からの防犯灯の移管に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 犯罪の防止及び通行人の安全の確保を目的として公衆の用に供する場所に設置する照明施設をいう。
- (2) 電柱 関西電力送配電株式会社又は西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (3) 専用柱 防犯灯を設置するための防犯灯専用の鋼管ポール等をいう。
- (4) 屋外照明 防犯灯や道路照明灯、建物照明等の屋外空間に設置されている照明器具をいう。
- (5) 町会 市内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町会、自治会をいう。
- (6) 移管 町会の防犯灯の所有及び管理の権限を市に移すことをいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯を設置する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照

明する場所は除く。

- (2) 灯具は、電柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、専用柱に設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。
- (5) 防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。
- (6) その他市長が特に必要と認める場所に設置することとする。

(設置の要望)

第 4 条 防犯灯の新設を要望しようとする者（以下「新設要望者」という。）は、原則として設置予定場所の町会代表者とする。ただし、町会が未結成の場合は、設置予定場所周辺の住民が要望できる。

2 防犯灯設置に関する周辺住民等の同意は、新設要望者があらかじめ得なければならない。

(新設要望書の提出)

第 5 条 新設要望者は次に掲げる書類を添えて市に提出することとする。

- (1) 防犯灯新設要望書（様式第 1 号）
- (2) その他市が必要と認める書類

(防犯灯の移管)

第6条 防犯灯を市へ移管する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯の移管は、第3条の規定に該当していること。
- (2) 電力会社の料金契約種別が原則「公衆街路灯契約」であること。
- (3) 電柱もしくは専用柱に設置されていること。
- (4) 故障、著しく老朽化していないこと。
- (5) その他市長が特に必要と認めるものを移管することができる。

(移管要望書の提出)

第7条 防犯灯の移管を要望しようとする者(以下「移管要望者」という。)は、次に掲げる書類を添えて市に提出することとする。

- (1) 防犯灯移管要望書(様式第2号)
- (2) 電気代の支払が確認できる書類
- (3) 電気会社との契約内容が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(土地の承諾)

第8条 新設要望者が私有地に防犯灯の設置を要望しようとする場合又は移管要望者が私有地にある防犯灯を移管しようとする場合は、それぞれの要望者が土地使用承諾書(様式第3号)により、あらかじめ当該土地所有者の承諾を得なければならない。

2 前項における土地の使用料は無償とする。

(結果通知の送付)

第9条 市長は、第5条の規定による要望書の提出があった際は、その内容を審査し、審査結果について防犯灯新設要望結果通知書(様式第4号)により新設要望者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による要望書の提出があった際は、その内容を審査し、審査結果について防犯灯移管要望結果通知書(様式第5号)により移管要望者に通知するものとする。

(開発事業による防犯灯の設置)

第10条 事業者は、開発事業に伴う防犯灯の設置にあたり、事前に確約書(第6号様式)を市へ提出しなければならない。

(引渡申請書の提出)

第11条 事業者は、防犯灯の設置が完了したときは、必要な書類を添えて、防犯灯引渡申請書(第7号様式)を市に提出するものとする。

2 市は、前項の申請書を受理したときは、速やかに審査し、収受の可否を決定して、その旨を防犯灯受納書(第8号様式)により事業者へ通知するものとする。

3 市は、前項の規定により審査した結果、設置された防犯灯に不備があるときは、直ちに事業者に改修を指示し、再審査するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置及び移管に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 10 条、第 11 条の規定は、八尾市開発指導要綱の一部を改正する要綱の施行の日（令和 8 年 7 月 1 日）から施行する。